2026 年度（第 48 期）

事　業　計　画

自:2026 年（令和 8 年）4 月 1 日
至:2027 年（令和 9 年）3 月 31 日

〒621-0027
京都府亀岡市曽我部町犬飼未ケ谷 18-2

公益財団法人　関西盲導犬協会

会長　平芳　一法

公益財団法人　関西盲導犬協会

２０２６年度（第４８期）事業計画書
（２０２６年4月１日―２０２７年3月３１日）

１．公益事業部門

１－１．盲導犬および視覚障がいに関する事業

（１）盲導犬貸与計画

①本年度は８頭の盲導犬を視覚障がい者に貸与する。

②盲導犬使用に関心をもつ視覚障がい者へ積極的に対応するとともに視覚障がい者団体等にも働きかけ、引き続き新規希望者の獲得に努める。

（２）盲導犬ユーザーへのケア（フォローアップ）

①各訓練士・指導員が分担するフォローアップ体制を継続する。

②盲導犬に対する予防的医療費の助成を継続する。

③引退を控えた盲導犬に対する健康診断を継続実施する。

（３）犬の育成・ケア

①子犬４４頭を上限に、パピープログラムに投入するための繁殖を行う。

②ＡＧＢＮ（Asian Guidedog Breeding Network）をはじめとする、国内外の協力先と連携し、繁殖業務の向上を図る。

③凍結精液を利用した繁殖を継続する。

④ワクチン接種費用を含むリタイア犬への医療費補助を継続する。

⑤京都市獣医師会と連携し、協会所有犬の健康管理体制を継続する。

⑥訓練犬の頭数不足が想定される場合には、他の補助犬育成協会から繁殖犬または訓練犬の導入を図る。

（４）訓練部職員のスキルアップ

①認定ＮＰＯ法人全国盲導犬施設連合会が主催する「職員相互研修」、その他視覚障がいリハビリテーションにかかる研修会に職員を派遣する。

②他の盲導犬育成施設との相互交流を図り、訓練・歩行指導技術の向上を図る。

③訓練研修中職員１名の「盲導犬訓練士」資格取得を目指す。

（５）盲導犬貸与委員会

公正な盲導犬貸与と盲導犬ユーザーサービスを実施するため、第三者委員と職員で構成された盲導犬貸与委員会を原則月１回開催する。

（６）フレンドドッグ活動

①亀岡市の委託による保育園・こども園への訪問活動を継続する。

②登録ボランティアを活用したフレンドドッグ活動の拡大を図る。

（７）国際盲導犬連盟

５月に国内にて開催される国際盲導犬連盟（IGDF：International Guide dog Federation ）のカンファレンスへ職員を派遣する。

（８）調査研究

京都大学大学院文学研究科との共同研究を継続する。

１－２．相談事業

（１）苦情ならびに相談に関する対応

盲導犬ユーザーからの相談や苦情、一般市民からの盲導犬に関する相談や苦情に対して、担当職員、フォローアップ担当者、第三者委員が連携して迅速な対応を図る。

（２）他機関との連携

他団体の盲導犬に関する苦情に対して、全国盲導犬施設連合会と連携のうえ、行政窓口への報告を行い、早期解決を図る。

１－３．啓発普及事業

（１）啓発普及活動

①月１回の定例見学会を継続する。

②機関誌「ハーネス通信」を年４回発行するとともに、発行部数や配布方法その他についての検討を継続する。

③ホームページや各種 SNS を通した情報発信を継続する。

④行政ならびに視覚障がい者団体・企業等と連携した啓発普及活動を継続する。

（２）協会主催・共催イベント

①「盲導犬 Love’s フェスタ 2026」を４月 25 日に開催する。

②「偲ぶ会」は職員による黙祷式とし、関係者へは小冊子を作製して送付する。

③「ボランティアズ・デー」を 11 月上旬に開催する。

④京都府視覚障害者協会・京都市獣医師会・京都ロービジョンネットワークをはじめとする地元の各種団体と協力し、共催イベント等に参加する。

２.管理部門

（１）財源確保に関する取り組み

①支援者管理システム（ＧＯＥＮ）を活用し、賛助会員・募金箱設置協力者・継続寄付者の増加を図る。

②過去の実績とともに気温等も考慮し、適切な街頭募金活動を実施する。

③本年度もクラウドファンディングを実施する。

④ハーネス通信・ホームページ・ＳＮＳ・ふるさと納税など各種媒体・制度での寄付募集を継続するとともに、新たな寄付方法の導入を探る。

⑤オリジナルカレンダーおよび「偲ぶ会」小冊子（一般配布用）の作成を継続し、支援者の維持および新たな協力者の獲得に努める。

（２）改正公益法人制度への対応

公益法人制度が改正されたのに合わせ、経理・財務処理の見直しを継続する。

（３）支援者管理システムの活用

導入した支援者管理システムを活用し、引き続き効率的な収益増加に努める。

（４）給与体系の見直し

昨今の社会情勢を鑑み、職員への給与体系を見直す。

（５）労働環境の整備

労働関連法規の改定等に合わせ、随時就業規則の改定や労務管理方法等を見直す。

３.施設整備ならびに備品購入等

（１）本館の整備・改修に向けた資金の積立を念頭に、職員・外部識者による検討委員会での審議を継続する。

（２）人工授精に使用する繁殖用機材を購入する。

以上